

訪問購入とは

業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うものです。

政令で指定されたものは除外されます。

クーリングオフ期間中は、消費者（売主）は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。

除外される物品（政令で指定されたもの）

- ・自動車（2輪のものを除く）
- ・家具
- ・家電（携行が容易なものを除く）
- ・本、CDやDVD、ゲームソフト類
- ・有価証券

除外される取引態様

- ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・いわゆる御用聞き取引の場合
- ・いわゆる常連取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合